

加入金徴収基準及び払込の方法

1 加入金徴収基準

区 分	金 額 (円)
一 律	5, 0 0 0

2 加入金払い込みの方法

原則口座振替

会費の徴収基準、払い込みの方法及び納期

1 会費の徴収基準

- (1) 会費は均等割、差等割の合計額とし、普通会費以外に特別会費を徴収できる。
- (2) 会費の額は、次のアからエまでの会員事項を勘案し、2の賦課基準により、理事会において定める。ただし、会員事項については3年に1度見直すものとする。

ア 会員の営業所、事務所、工場又は事業場の所在する地域の事情

イ 資本金の額(収益事業を営む組合の場合は出資金の額)

ウ 従業員の数

エ その他参考となる事項

2 会費の賦課基準

(1) 普通会費

会員区分等	A)均等割 年額(円)	B)差等割		賦課額		C) 会費額 A + B
		従業員数	月額(円)	年額(円)		
個人会員	8, 000	従業員数				
		0 人	0	0	8, 000	
		1 人	200	2, 400	10, 400	
		2 人	300	3, 600	11, 600	
		3 人	400	4, 800	12, 800	
		4 人	500	6, 000	14, 000	
		5 人	600	7, 200	15, 200	
		6~10 人	1, 000	12, 000	20, 000	
		11~20 人	1, 500	18, 000	26, 000	
21 人以上	2, 000	24, 000	32, 000			

会員区分/個人会員の従業員数…事業主及び週 20 時間未満(直近 1 年間の週平均就労時間)の就労者を除く。ただし、家族の事業専従者は含む。

会員区分等	A) 均等割 年額(円)	B) 差等割	賦課額		C) 会費額 A + B
			月額(円)	年額(円)	
法人会員等	10,000	資本金額			
		100万円以下	0	0	10,000
		100万円超～200万円以下	400	4,800	14,800
		200万円超～300万円以下	700	8,400	18,400
		300万円超～1,000万円以下	1,200	14,400	24,400
		1,000万円超～3,000万円以下	1,700	20,400	30,400
		3,000万円超～5,000万円以下	2,700	32,400	42,400
		5,000万円超～7,000万円以下	3,000	36,000	46,000
		7,000万円超～1億円以下	4,000	48,000	58,000
1億円超	5,000	60,000	70,000		

会員区分等	A) 均等割 年額(円)	B) 差等割	賦課額	C) 会費額 A + B
			年額(円)	
法人出先機関 製造業	30,000	従業員数		
		0～10人	0	30,000
		11～30人	20,000	50,000
		31～100人	30,000	60,000
建設業	30,000	0～10人	0	30,000
		11～30人	20,000	50,000
		31～100人	70,000	100,000
		101人以上	120,000	150,000
小売・卸業	30,000	0～10人	0	30,000
		11～30人	20,000	50,000
		31～100人	70,000	100,000
		101人以上	120,000	150,000
観光・飲食 サービス業 ・その他	10,000	0～10人	0	10,000
		11～20人	10,000	20,000
		21～100人	50,000	60,000
		101人以上	90,000	100,000

会員区分/法人出先機関のB)の従業員数…週20時間未満(直近1年間の週平均就労時間)の就労者を除く。

法人会員で他地域に本社を有する支店・営業所・工場等の出先機関並びに商工会地域内及び他地域に本社を有し地域内に複数の支店・営業所・工場等がある会員の会費は、上記の会費基準表又は業種及び地域内の総従業員数等事業所の実状を勘案し、理事会において決定する。

会員区分等	A)均等割 年額(円)	B)差等割	賦課額 年額(円)	C) 会費額 A + B
団体等	5,000	組織の規模や商工会への事務委託の有無等により決定。	0	5,000
			3,000	8,000
			5,000	10,000
			7,000	12,000
			10,000	15,000
			15,000	20,000
			20,000	25,000
			25,000	30,000
			35,000	40,000

組合・団体であっても収益事業を営む事業所の場合は「法人会員等」として扱う。また、株式会社等の法人組織であっても、地域団体の特性が強い事業所の場合は「団体等」として扱い、いずれもその判定は理事会において行う。会費は、上記の会費基準表又は組織の規模や商工会への事務委託の有無等地域の実状を勘案し、理事会において決定する。

(2) 特別会費

区分	A均等割 月額(円)	B差等割	賦課額 月額(円)	C月額 A + B (円)	D年額 C × 12 (円)
大型小売店舗 ※従業員50人以上	0	店舗面積			
		1,000 m ² 未満	1,000	1,000	12,000
		1,000～3,000 m ² 未満	2,000	2,000	24,000
		3,000 m ² 以上	3,000	3,000	36,000
その他	理事会において別に定める。				

3 会費の払い込みの方法 原則口座振替

4 会費の納期 6月、10月、2月の年3回払

附則

(施行期日)

1 この改正は平成25年5月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(激変緩和措置の期間)

2 この改正により会費額が増額・減額となる会員へ影響を考慮して、平成25年度から平成27年度の3年間は激変緩和措置期間とする。この間の会費額は改正前の会費額と新会費額の差額を3等分し、新会費が増額となる場合は、改正前の会費額に毎年1/3ずつ加算し、減額となる場合は毎年1/3ずつ減算する。ただし、端数が出る場合は3年目の徴収額で調整する。